



消費税インボイス制度への準備はすんでいますか？

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入控除額の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。この制度は、免税事業者を含めてすべての事業者が対象となる可能性があります。

導入後は、仕入控除の対象となる事業所になる場合は、税務署長に申請して適格請求書発行事業者になる必要があります。

○適格請求書とは？

売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段で一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これらに類する書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）をいいます。

記載事項は、①適格請求者発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目であることがわかるように） ④税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率 ⑤消費税額等

○適格請求書発行事業者登録制度とは？

- ・適格請求書を発行できるのは、適格請求者発行事業者に限られます。
- ・適格請求者発行事業者になるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。ただし、課税業者でなければ登録を受けることができません。

※適格請求者発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税業者にならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

※登録事業者の申請期間は、令和3年10月1日から令和5年3月31日までとなります。

詳しくは、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) でご確認ください。

持続化補助金〈一般型〉

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）や、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化の取組む方が対象となります。

補助金額 補助対象経費の2/3（上限額50万円）

第7回受付締切：2022年 2月 4日（金）

持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉

小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取組み、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組む方が対象となります。

補助金額 補助対象経費の3/4（上限額100万円）

第5回受付締切 2022年 1月12日（水）

第6回受付締切 2022年 3月 9日（水）

千葉県中小企業等事業継続支援金が拡充！

《支援金A》

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～令和3年10月までのいずれかひと月の売上が、令和元年又は令和2年の同月と比較して30%以上減少している中小企業、個人事業者等

支給額：中小企業等 30万円、個人事業者等 15万円

《支援金B》酒類販売事業者等への上乗せ分

まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への種類の提供停止を含む時短営業要請等の影響により、令和3年4月～令和3年10月までの期間について、売上が令和元年又は令和2年の同月と比較して70%以上減少した月がある酒類販売事業者等（支援金Aと重複して受給可能）

支給額

中小企業等 20万円/月（最大140万円）
個人事業者等 10万円/月（最大70万円）

申請期間：令和3年8月5日～令和3年12月28日

※千葉県感染拡大防止対策協力金の支給対象の方は支給対象外となります。

※月次支援金と重複して受給可能です。

千葉県中小企業等事業継続支援金コールセンター

☎ 0120-179-155（9:00～18:00）

千葉県の最低賃金一覧表

千葉県労働局

みんなチェック！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	953	令和 3.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。
調味料製造業 （味を製造業を除く。）	953	令和 3.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和3年度は改正されず、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。
鉄鋼業	1,023	令和 3.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの (3) 諸機又は片付けの業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注	953	令和 3.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	981	令和 3.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組立、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かため、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による包装、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品の整理、配い等の雑役業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	953	令和 3.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。
各種商品小売業 （注：衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いすれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所）	953	令和 3.10.1	*各種商品小売業(848円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。
自動車（新車）小売業	953	令和 3.10.1	*自動車（新車）小売業(922円)は、令和3年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(953円)」が適用されます。

令和3年度 長南町地域応援券

使用期限は、令和4年1月31日までとなります。

取扱店舗数は、令和3年12月1日現在85店舗となっております。

取扱店舗は、随時募集しておりますので、ご希望の方は商工会までご連絡ください。



どんな場面でも、基本的な感染防止対策を！

こまめな
手洗い・
手指消毒

マスクの着用



適度な換気



職場では
テレワークと
時差出勤